

犯罪による収益の移転防止に関する法律の改正に伴うお取引時の確認に関するお願い

**「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の改正により、
平成28年10月1日から、口座開設等の際の
確認方法が一部変更されました。**

当行では、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」(以下「同法」といいます)にもとづき、口座開設等の際に、お客さまの氏名、住所、生年月日等について確認させていただいておりますが、同法の改正により、平成28年10月1日から、確認方法が一部変更されることになりました。ご理解、ご協力をお願いいたします。

主な変更点

1 顔写真のない本人確認書類のお取扱いの変更

氏名・住所・生年月日を確認させていただく際に、各種健康保険証等の顔写真のない本人確認書類をご提示いただいた場合、他の本人確認書類や公共料金の領収書のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただく場合があります。

2 法人のお取引のために来店される方の確認方法の変更

社員証などによる在籍の確認ではなく、法人のお客さまへのお電話等の方法により、法人のお客さまのためにお取引を行っていることを確認させていただきます。

3 法人のお客さまの実質的支配者の確認に係る変更

法人のお客さまとのお取引の際に、議決権の25%超を直接又は間接に保有するなど、法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方の氏名・住所・生年月日等を確認させていただきます。

4 外国の政府等において同法に定められた職位にあるお客さま等とのお取引に係る追加の確認

外国の政府等において同法に定められた職位^{※1}にある(またはあった)お客さま、そのご家族にあたるお客さま等^{※2}とのお取引の際に、本人確認書類のご提示等、追加のご対応をお願いさせていただきます。

※1 外国において元首や日本の内閣総理大臣、その他の国務大臣に相当する方 等。

※2 同法に定められた職位にある(またはあった)方、そのご家族の方が、実質的支配者に該当する法人のお客さまも対象になります。

お客さまへの確認事項およびお持ちいただくもの(◎:平成28年10月1日改正)

	確認事項	確認方法
個人のお客さま ※3	氏名・住所・生年月日	以下のような公的書類を提示していただきます。 ○運転免許証 ○個人番号カード ○各種健康保険証 ○旅券(パスポート) ○各種年金手帳 ○各種福祉手帳 ○在留カード など
	お取引の目的 ご職業	当行所定の書面等により確認させていただきます。
	◎外国の政府等において定められた職位の該当の有無	
法人のお客さま ※4	名称・本店や主たる事業所の所在地	以下のような公的書類を提示していただきます。 ○登記事項証明書※5、※6 ○印鑑登録証明書※6 など
	事業内容	原則、以下のいずれかの書類を提示していただきます。 ○登記事項証明書※5、※6 ○定款※7
	来店された方の氏名・住所・生年月日等	上記の「個人のお客さま」に記載されているものに加え、電話等により、法人のお客さまのために取引を行っていることを確認させていただきます。
	お取引の目的 ◎実質的支配者となる個人の方の氏名・住所・生年月日・法人のお客さまとの関係性および外国の政府等において定められた職位の該当の有無※8、※9、※10	当行所定の書面等により確認させていただきます。

- ※3 ご本人以外の方が来店された場合には、来店された方についての氏名・住所・生年月日とあわせて、ご本人のために取引を行っていることを電話等で確認させていただきます。
- ※4 事業内容等の確認のため、同法で定められた書類(上記)以外の書類のご提示をお願いすることがあります。また、国、地方公共団体、独立行政法人、上場企業等については一部取扱いが異なる場合があります。
- ※5 同法にもとづき登記事項証明書をお持ちになる場合、確認事項は複数ありますが、1通のみで結構です。
- ※6 登記事項証明書、印鑑登録証明書は、発行日から6ヶ月以内のものが必要となります。
- ※7 定款は、確認日において有効なものが必要となります。
- ※8 株式会社等においては、議決権の25%超を直接又は間接的に保有するなど事業経営を実質的に支配することが可能となる個人の方を確認させていただきます。
- ※9 一般社団法人等においては、収益総額の25%超の配当を受けるなど事業経営を実質的に支配することが可能となる個人の方を確認させていただきます。
- ※10 議決権保有比率50%超の方がいる場合は、その個人の方についてのみ確認させていただきます。

お客さまへ確認が必要な取引

- (1)口座開設、貸金庫、保護預かりの取引開始
 - (2)窓口で10万円を超える現金振込、持参人払式小切手による現金の受取り
 - (3)200万円を超える現金取引
 - (4)新規融資取引 等
- これらの取引以外にも、お客さまに確認させていただく場合があります。

その他

- 過去に確認させていただいたお客さまについても、改正後の内容にもとづいて確認させていただく場合があります。
- 特定の国に居住・所在している方との取引等をされる場合は、過去に確認させていただいたお客さまについても、上記事項の再確認をお願いすることがあるほか(その際には複数の本人確認書類のご提示をお願いする場合があります)、資産・収入の状況を確認させていただく場合があります。
- 上記事項の確認ができないときは、取引ができない場合があります。
- なお、上記事項を偽ること、他人になりすましての口座開設や口座売買等は、同法により禁じられております。
- 詳しくは、窓口にお問い合わせください。